

厚生労働省より食事療養費標準負担額の改訂通知がありました。これにより、2025年4月1日より下記の通り入院食事療養費の負担額が変更となります。

## 食事療養標準負担額の引き上げについてのお知らせ

### 《入院時食事療養標準負担額》

一般所得		490円	→	<b>510円</b>
	指定難病患者の場合 *1	280円	→	<b>300円</b>
低所得Ⅱ		230円	→	<b>240円</b>
	90日を超える入位の場合 *2	180円	→	<b>190円</b>
低所得Ⅰ		110円	→	<b>変更なし</b>

### 《入院時生活療養標準負担額》

		食事		居住費			
一般	一般所得	490円	→	<b>510円</b>	370円		
	指定難病患者	280円	→	<b>300円</b>	0円		
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅱ	入院の必要性の高い場合 *3	入院日数が90日以下	230円	→	<b>240円</b>	370円
			入院委数が90日超	180円	→	<b>190円</b>	370円
	指定難病患者	入院日数が90日以下	230円	→	<b>240円</b>	0円	
		入院委数が90日超	180円	→	<b>190円</b>	0円	
低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰ			140円	→	<b>変更なし</b>	370円
		入院の必要性の高い場合 *3	110円	→	<b>変更なし</b>	370円	
		指定難病患者	110円	→	<b>変更なし</b>	0円	

\*1 指定特定医療を受ける指定難病患者

\*2 過去12ヶ月で90日を超える入院をしている患者（申請が必要です）

\*3 呼吸器・酸素吸入・喀痰吸引等を要する患者